

青梅市森林整備計画に対する森林法第6条第1項に基づく縦覧結果

縦覧者 本庁舎1名

意見 3件

意見の要旨と意見に対する処理の結果

掲載箇所	意見の要旨	当該意見の 処理の結果
P7. 1 森林整備の現状 と課題 (2) 課題	スギ花粉対策について、「20年以上のスギ林が増えたことも要因の一つ」とされているが、計画期間(10年)中にどのような具体的な対策を取られるか?	本計画内で、具体的な対策については示していませんが、8ページ「2森林整備の基本方針」の中で、機能に応じた適正な森林施業を実施することで、スギ等の花粉発生抑制対策を推進してまいります。 また、森林所有者に対しては、「花粉の少ない森づくり運動」やその他森林整備の手法について、周知に努めてまいります。
P24. 第5 委託を受けて行う森林の施業 または経営の実施の 促進に関する事項	今計画期間までに、過去の取り組みの成果があれば示していただきたい。	本計画は、森林の整備に関する基本的事項を定めているため、過去の取り組みの成果については掲載していませんが、今後の改訂の際に掲載の検討をしております。
P25. 第6 森林施業 の共同化の推進に関する事項	各促進する事項についてのロードマップ。10年間(26年~36年)及びそれ以降(50年後まで)	本計画は、森林法第10条の5にもとづき、5年ごとに10年を一期とした計画として策定しております。